第二百二十条第三項を削る。

第二百二十一条中「任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任及び任意後見監督人が欠けた場合における」を「任意後見開始及び任意後見契約法第七条第二項の規定による」に改める。

第二百二十二条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とする。

第二百二十三条第一号中「任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任」を「任意後見開始」に改め、同条第二号中「審判」の下に「（任意後見契約法第十条第四項において準用する民法第八百七十六条の五第一号又は第二号の事由により解任された場合に限る。）」を加え、同条第五号中「並びに本人及びその親族」を「、本人及びその親族、補助人並びに補助監督人」に改める。

第二百二十四条の見出し中「任意後見監督人」を「任意後見人等」に改め、同条中「家庭裁判所調査官に」の下に「任意後見人又は」を加える。

第二百二十五条第一項中「（別表第一の百十七の項の事項についての審判事件をいう。）」を削り、同条第二項中「（別表第一の百二十の項の事項についての審判事件をいう。）」を削る。

第二百四十条第三項から第五項まで及び第六項第一号中「後見人」を「未成年後見人又は特定補助人」に改める。

第二百五十二条第一項中「被保佐人又は被補助人」を「補助開始の審判を受けた者」に、「保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは」を「補助人又は」に改め、同条第二項中「又は後見人」を「、未成年後見人又は特定補助人」に、「妻の後見人」を「妻の特定補助人」に、「後見人、」を「特定補助人、」に、「後見人に」を「未成年後見人又は特定補助人に」に改める。

別表第一中「第三条の十一」を「第三条の十二」に改め、「、第百二十八条、第百三十六条、第百三十七条」を削り、「、第二百十七条、第二百二十五条―」を「―第二百十八条、第二百二十六条、」に改め、同表の成年後見の部、保佐の部及び補助の部を次のように改める。

補助		
一	補助開始	民法第七条第一項
二	補助人の同意を得なければならない行為の定め	民法第九条第一項
三	補助人の同意に代わる許可	民法第九条第四項
四	特定補助人を付する処分の審判の取消し	民法第九条第六項、第十二条第三項及び第四項並びに第八百七十六条の二十一第二項
五	特定補助人を付する処分	民法第十条第一項
六	取り消すことのできる行為の定め	民法第十条第三項
七	補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消し	民法第十条第四項、第十二条第二項及び第八百七十六条の二十一第二項
八	補助人に対する代理権の付与	民法第十一条第一項
九	補助開始の審判の取消し	民法第十二条第一項及び第六項並びに第八百七十六条の二十一第二項
十	取り消すことのできる行為の定めの審判の取消し	民法第十二条第四項及び第八百七十六条の二十一第二項
十一	補助人に対する代理権の付与の審判の取消し	民法第十二条第五項及び第八百七十六条の二十一第二項
十二	補助人の選任	民法第八百七十六条の二第一項から第三項まで
十三	特定補助人とする定め	民法第八百七十六条の二第五項
十四	補助人の辞任についての許可	民法第八百七十六条の三
十五	補助人の解任	民法第八百七十六条の五
十六	補助監督人の選任	民法第八百七十六条の七
十七	補助監督人の辞任についての許可	民法第八百七十六条の十において準用する同法第八百七十六条の三
十八	補助監督人の解任	民法第八百七十六条の十において準用する同法第八百七十六条の五
十九	補助人又は補助監督人の権限の行使についての定め及びその取消し	民法第八百七十六条の十二第一項及び第二項（これらの規定を同法第八百七十六条の十において準用する場合を含む。）
二十	補助開始の審判を受けた者の居住用不動産の処分についての許可	民法第八百七十六条の十三（同法第八百七十六条の十において準用する場合を含む。）
二十一	臨時補助人の選任	民法第八百七十六条の十四
二十二	補助に関する財産の目録の作成の期間の伸長	民法第八百七十六条の十五第一項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）
二十三	特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更	民法第八百七十六条の十六第一項、第三項及び第四項
二十四	補助人又は補助監督人に対する報酬の付与	民法第八百七十六条の十九（同法第八百七十六条の十において準用する場合を含む。）
二十五	補助の事務の監督	民法第八百七十六条の二十
二十六	補助に関する管理の計算の期間の伸長	民法第八百七十六条の二十三ただし書
二十七	補助開始の審判を受けた者の死亡後の死体の火葬若しくは埋葬に関する契約の締結又は相続財産の保存に必要な行為についての許可	民法第八百七十六条の二十六第一項及び第二項ただし書
二十八から五十四まで	削除	